

出産・子育てに関する 法改正等のポイント

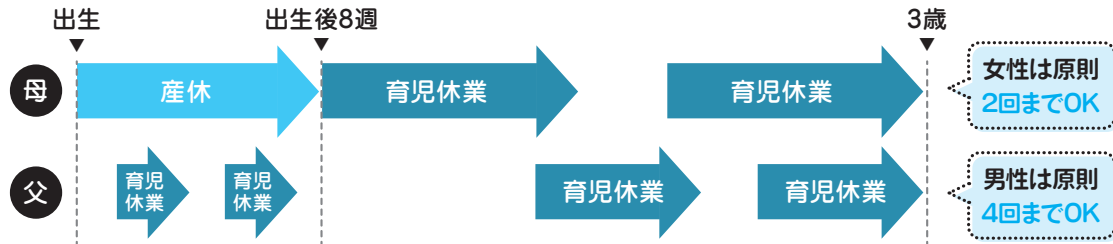


男性も
育児休業をとりやすくなるね!

1 育児休業の取得回数が緩和されます

施行日 政令で定める日

子どもが生まれてから8週間以内に1回、8週間より後に1回としている取得回数の制限が緩和されます。
※男性のみ、子の出生後8週間以内の育児休業は2回まで取得可能

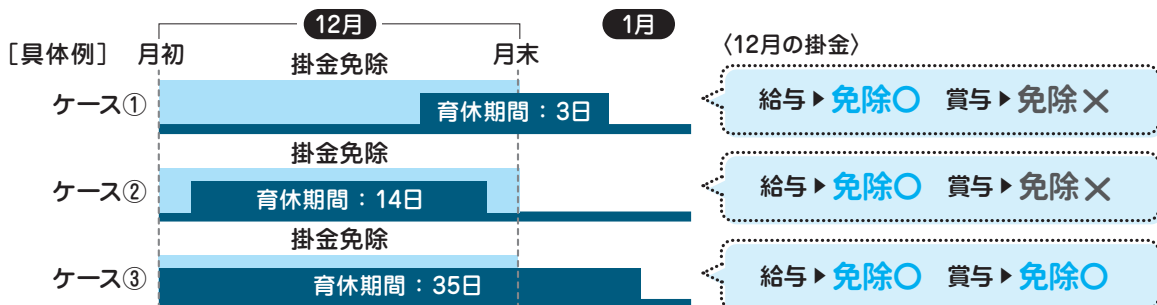


2 育児休業中の掛金免除の対象期間が一部変更されます

施行日 令和4年10月1日

育児休業中の給与と賞与にかかる掛金免除について、対象となる期間が変更されます。

	これまで	10月からは
給与	①月末時点で育休を取得していれば免除 ②月末時点で育休を取得していないと免除されない	①に加えて、その月中に2週間以上育休を取得していれば免除 (月末でなくてもよい)
賞与	月末時点で育休を取得していれば免除 (1日でもOK)	賞与月の月末時点での取得かつ連続1ヵ月超の育休取得に限り免除



●連続した育児休業等を取得している場合は、2つの育児休業を1つの育児休業等とみなして掛金等の免除を適用します。

3 産前産後休業取得者の定時決定において、保険者算定が可能になりました

毎年9月に行われる標準報酬月額額の定時決定に際し、4月から6月までの間に産前産後休業を取得する組合員が所属所を經由して共済組合に申出をした場合、その年の定時決定を保険者算定により行います。

施行日 令和4年4月1日～

